

令和3年第6回（2021年第6回）  
八街市農業委員会総会

令和3年6月7日  
八街市農業委員会



令和3年第6回（2021年第6回）農業委員会総会

令和3年6月7日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文  | 5. 古市正繁  | 9. 長野猛志  |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行  | 7. 藤崎 忠  | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一  |          |

<農地利用最適化推進委員>

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 3. 井口智昭 | 6. 師岡重良 | 17. 寺嶋邦夫 |
| 4. 保谷研一 | 7. 望月浩樹 |          |
| 5. 浅羽宏明 | 9. 小山哲章 |          |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、地区担当委員のみ出席

2. 欠席者 18. 石井一男

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	副主幹	齋藤康博
副主幹	太田謙一	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について  
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の承認について  
議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について  
議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について  
議案第9号 農地等の最適化の推進に関する指針（案）の変更承認について

5. その他

## ○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

## ○岩品会長

令和3年第6回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

八街市でも、65歳以上のコロナワクチンが本格的に始まったようであります。私に至りましても、運がよかったのか、スムーズに予約が取れ、先日、1回目の接種を行ったところでございます。副作用につきましては、私の場合は、接種したその次、ちょっとだるいかなという感じがあったものの、ほとんど影響はなかったです。同じ日に女房も接種を受けたんですけども、女房の方は左腕が痛いといって、ちょっと上げにくいというような、そんなことを言っていました。女性の方が副作用があるようでございます。

65歳以上の方々に限っては、7月いっぱいには大体接種が終わるようでございますが、まだ65歳以上の方、農業委員会の中にも65歳以下の方が10名ちょっといるようでございます。その方々が接種を早く終われば、またもとどおりの農業委員会のスタイルになるのかなと思うところでございます。

今年も第6回で、去年の7月に新しい編成になりまして、懇親会に至っては、まだ一度しか行われておりません。前からいた人とは、いろいろ言葉を交わすことも多々ありましたけれども、新しく委員になった方とは、まだほんの一言、二言しかお話ししたこともないような状況です。

65歳以上の方々が早く接種を終えて、また懇親会をやりたいところですけども、やはり懇親会を設けるのは忘年会、または新年会になるのかなと、そんな感じをしているところでございます。接種が終わるまで、各委員の皆様方には、くれぐれも感染しないようにお気を付けてください。

さて、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条、本体で15件、5条計画変更1件、その他議案5件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は7名です。なお、寺嶋委員より遅刻の届出がありましたので、ご報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

## ○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

5月10日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

5月20日木曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

5月31日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

以上です。

#### ○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今回は、議席番号3番、中村勝行委員、4番、今関富士子委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○齋藤副主幹

それでは、議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、木原字釜場台、地目、畑、面積618平方メートル。権利者事由、借受者が耕作を継続しながら地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、高齢による農業経営規模縮小のため。

続きまして、番号2、3、4は関連案件となります。

番号2、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積561平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,083平方メートル。

番号3、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積1,877平方メートル。

番号4、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積242平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,320平方メートル。

権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。以上でございます。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号1番は議案第4号9番に関連していますので、後ほど、議案第4号で保谷委員、調査報告をお願いします。

次に、議案第1号2番から4番は、議案第5号1番から3番に関連していますので、後ほど、議案第5号で石井委員に代わり、事務局、調査報告を代読をお願いします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積1,990平方メートルのうち0.61平方メートル。目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当の望月委員、調査報告をお願いします。

#### ○望月委員

議案第2号1番、農地法第4条の規定による許可申請について調査報告をします。

まず、立地基準ですが、申請地は、八街市役所から西へ約4キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針26ページ②の㉔に該当し、第1種農地と判断します。しかし、申請は、営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページの②の㉕による例外に該当します。

当申請は、平成30年6月27日付けで許可されたものを継続するものです。

耕作物はヒサカキで、現地はまだまだ収穫には至らないものの、しっかり管理されていました。

また、進入路、フェンス、施錠等もしっかり管理され、約半年前からは、人が近寄るとブザーが鳴るとような防犯対策も取られていました。

以上の結果から、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田副主幹

それでは、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画

変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字南側地先、地目、畑、面積58平方メートル。当初目的、宅地拡張用地。変更後の目的、建売分譲住宅（1棟）用地。当初計画者の事由、当初、宅地を拡張する予定であったが、事情により計画がなくなったため。承継者の事由、現在、不動産業を営んでおり、建売分譲住宅（1棟）を建築し、販売するというものです。

農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号1番は、議案第4号6番に関連していますので、次の議案第4号の担当の井口委員、調査報告をお願いします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います

#### ○太田副主幹

それでは、6ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積525平方メートルのうち0.33平方メートル。区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

番号2、番号3は同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号2、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積573平方メートルのうち0.34平方メートル。

番号3、所在、地目、同じく、面積519平方メートルのうち0.33平方メートル。

区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号4、八街字前原地先、地目、畑、面積354平方メートル。区分、売買。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、3階建ての店舗併用住宅に居住しているが、高齢により階段の上り下りなど生活に支障が出てきたため、当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。農地の区分は、第1種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

続いて、番号5、所在、八街字巽台地先、地目、畑、面積2,440平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,758平方メートル。区分、売買。転用目的、貸資材置場用地。転用事由、現在、自身が建築・土木業等の会社を営んでいるが、資材置場が手狭なため、既存の資

材置場に近い当該申請地を取得し、資材置場として整備し、自らの経営する会社に貸し付けたいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6は、議案第3号1番に関連して説明したとおりでございます。

番号7、所在、八街字佐倉道地先、地目、畑、面積147平方メートル。区分、売買。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、実家に近い当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号8、所在、八街字五方杭地先、地目、畑、面積2,552平方メートル。区分、売買。転用目的、店舗（コンビニエンスストア）用地。転用事由、現在、コンビニエンスストアを6店舗（うち市内4店舗）経営しているが、当該申請地にコンビニエンスストアを建築し、経営規模を拡大したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

なお、本件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為になります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨意見に付することが妥当と思われまます。

続きまして、番号9、所在、木原字釜場台地先、地目、畑、面積618平方メートルのうち0.30平方メートル。区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地に該当し、及び農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号10、所在、東吉田字芝山地先、地目、畑、面積578平方メートル。区分、売買。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、建築・土木業等を営んでいるが、資材置場がないため、当該申請地を取得し、資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号1番から3番について、小山委員、調査報告をお願いします。

#### ○小山委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から3番は関連案件ですので、一括して報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。



まず、立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

番号1番の農地性としては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、農振農用地の場合の事務指針29ページ①の㉔による例外に該当すると判断しました。

続きまして、議案第4号、2番、3番です。1番と同じで、支柱部分の一時転用であります。農地区分としましては、事務指針26ページ②の㉔に該当するため、第1種農地と判断されません。第1種農地の場合の事務指針30ページ②の㉔による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は、平成30年6月27日に許可されたものを継続するものです。

営農計画ですが、現在、ヒサカキを耕作中です。また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度、念書によりお互いの責任について確約をされています。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

ただいまの1番から3番について、追加報告が太田副主幹の方からあるようですので、お願いします。

#### ○太田副主幹

それでは、ただいま小山委員の調査報告のとおり、立地基準、一般基準ともに何ら問題ありませんが、事務局により、毎年の営農報告を調査したところ、許可後の3年間の期間、一度も8割に達しておりませんでしたので、事務局としては、1年間の条件付き許可相当で、その旨意見に付することが妥当ではないかと思われれます。

以上です。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号4番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

#### ○浅羽委員

それでは、議案第4号4番、農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

申請地は、榎戸駅より南西に約500メートルに位置し、八街市道に面しております。分譲住宅の一角にあります。

農地区分といたしましては、事務指針28ページ④の㉔（ウ）に該当するため、第3種農地と判断しました。

申請目的は、申請地に平家の専用住宅地を建設し、居住したいとのことです。なお、建築資金については自己資金で賄うとのことです。

この件につきましては、何ら問題ないかと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号5番について、師岡委員、調査報告をお願いします。

#### ○師岡委員

議案第4号5番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

まず、立地基準ですが、市役所より西方向へ約5.5キロメートルに位置し、県道に面し、申請に係る農地と一体として、農地以外の土地を購入して、進入路として使用します。

農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場として利用したいということです。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画になっております。申請地には小作人等権利移転に対し、支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、土砂の流出防止対策として、土堰堤により20センチメートル盛り土をする計画になっております。雨水は敷地内に浸透。給水、排水はありません。万一、周辺地に被害を与えた場合は、責任を持って対処するという事です。

なお、事業計画について、隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受け、承認しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、建築・土木等の会社を営んでいるが、資材置場が手狭なため、既存の資材置場に近い該当申請地を取得し、資材置場として整備し、自ら経営する会社に貸し付けたいという理由もあり、必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号6番及び議案第3号1番、議案第4号7番について、井口委員、調査報告をお願いします。

#### ○井口委員

議案第3号1番、第4号6番の関連案件について、併せて調査報告します。

この調査案件に対し、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書が出されております。当初、宅地拡張用地として許可を得ましたが、共有者が他界し、事業が不可能になっていたところ、購入希望の話があり、売却に変更したというものです。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より南へ約0.8キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として

判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅用地ということですが、申請面積は58平方メートルであり、権利取得予定の義務者所有の宅地390.86平方メートルと合わせて、448.86平方メートルとなり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、農業用排水施設はありません。現地盤で利用するため、土砂等の流出はなく、隣接地に支障を来すことはないと思われます。隣接所有者への説明は済ませているとのこと。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は宅地建物取引業を行っており、申請地、近隣には宅地の需要が多く、ほかの土地も検討したが、申請地のような好立地条件の土地がなかったとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

続いて、議案第4号7番について調査報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より西へ約1.9キロメートルに位置し、県道からの進入路は、持ち分設定を物件引渡時までに行う予定であり、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は147平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、借入金で賄う計画となっております。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、申請地周辺は義務者の所有農地で、ブロック塀にて雨水、排水対策を行うため、隣接地に支障を来すことはないと思われます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在、賃貸アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い、部屋数が足りなくなったため、申請地に専用住宅を建築し、実家が近く、両親からの進めもあったとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号8番、議案第4号9及び議案第1号1番について、保谷委員、調査報告をお願いします

#### ○保谷委員

議案第4号8番について調査報告申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南に約1.8キロメートルに位置し、主要

地方道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分ですが、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、事務指針26ページの②の④に規定する第1種農地に該当しますが、転用目的の店舗の周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設であり、さらに集落に接続しているため、事務指針30ページ②の③(エ)で規定する例外許可に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は用途区分が店舗用地ということですが、申請面積は2,552平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。造成計画について、申請地は、道路より低いため、周囲に擁壁等を施工し、購入山砂で0.98メートル埋立てを行います。資金の確保につきましては、全て自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等権利移転に対する支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、周囲はコンクリートブロック、L型擁壁を設置し、土砂流出を防ぎます。また、雨水については、浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分を市道側溝に放流することになっておりますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないものと思われます。なお、事業計画について、隣接農地所有者にきちんと説明をし、了承を得ているということであります。

計画地は交通量の多い主要地方道千葉川上八街線ということから、将来的に収益性、集客性が見込めるという判断から出店を計画しており、必要性も認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

その他、参考となる事項として、本案件は都市計画法による開発案件であります。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

引き続きまして、議案第4号9番、議案第1号1番と関連しております。議案第4号9番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より南に約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されております。

農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、農用地区域内にある農地と判断し、事務指針29ページ①の③による例外と判断しました。

次に、一般基準について、地上権を設定し、営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は0.30平方メートル、パネル150枚、杭64本、支柱1本であり、面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

事業計画について、造成や埋立て等はせず、設備作業の効率化を目的とした設備のみを行います。用水調整池計画はなし。排水に関しては、雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はありません。防災計画はフェンスを設置し、外部からの進入を防ぎます。

周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物への進入を防ぐため、素掘り側溝を講じる。日照につきましては、太陽光パネルが約2メートルの高さにあるため、影響はありません。通風に関しましても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。隣接農地所有者への説明はなされており、了承しているとのことでした。また、申

請地は土地改良事業受益地ではありますが、許可申請済であります。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号10番についてですが、担当委員の寺嶋委員がまだ到着になってい

ませんので、後ほど調査報告、質疑、採決を行います。

#### ○佐伯委員

太陽光の発電設備で、1番、2番、3番は、私がいつも散歩している道すがら見えるところなんですけど、ヒサカキが植えた時点よりもちょっと小さいというか、枯れているんじゃないかとか、そういう感じの成長具合なんですけど、そういったことの実情みたいなのを指導するとか、そういったことがあれば、ヒサカキをやっているほかの地区にもちょっといい影響を与えて、少しいんじゃないかなという気がするんですけど、これは質問とかいうのではなくて、私の意見なんです。

植えた時期も見ましたし、その後も時々見かけるんですけど、なかなか作業をしている実態があまり見られないというか、土が枯れているんじゃないかというような感じのときも見受けられたりするので、見るたびに気になっているんですけど、そういったことをちょっと考えていただきたいなと思います。

#### ○梅澤事務局長

ただいまのご指摘の部分でございますが、私たちはたまに見に行くんですけど、特に毎日見ていると状況がよく分かると思います。毎日見ている中でそのような状況があれば、今後、また近いうちに転用事実確認現地調査等でそちらの方も現地を見に行きまして、内容の方、植え付けの状況を見て、業者を呼んで指導なりをしていきたいと、このように考えております。

#### ○岩品会長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

#### ○藤崎委員

5番についてなんですけど、たしか、ここは調査に行ったときに、計画どおりの農地の扱い、転用になっていなかったような気がするんですけど、自分の記憶間違いかもしれないので、それを転売することがいいかどうかというのを、ちょっと確認をお願いします。

#### ○太田副主幹

おっしゃるとおり、当時、法務局照会で地目変更が提出されたときに、現地調査に行ったと思います。

実際に現地は資材置場として違反の転用ということで、これは地目変更を認められないよというお話をさせていただいて、法務局にもその旨をお伝えしたところ、事業者側が地目変更の取下げをいたしました。農業委員会事務局より、是正しなさいということで指導しまして、今、

完全にきれいになって、元の畑と申しますか、資材がない状態に戻しましたので、それを確認した上で、今回申請を受け付けておりますので、現状ではもう回復されたと認識しております。よろしいでしょうか。

○藤崎委員

分かりました。

○岩品会長

ほかにごございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を終わり、採決します。

最初に、議案第4号1番から3番を許可期間1年の条件を付けて、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から3番は条件付き許可相当で決定します

次に、議案第4号4番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号6番及び議案第3号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号6番及び議案第3号1番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号8番を都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第4号9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号9番は許可相当で決定します。

なお、議案第4号9番に関連します議案第1号1番については、農地法第5条の一時転用に  
関連していることから、今後の事務処理については、知事の許可処分に合わせて、農地法第3  
条の許可処分を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○岩品会長

ご異議がなければ、今後の事務処理については、知事の許可処分に合わせて、農地法第3条  
の許可処分を行います。

会議中ではございますが、ここで15分間休憩します。

(休憩 午後 3時42分)

(再開 午後 3時58分)

#### ○岩品会長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第4号10番について、寺嶋委員、調査報告をお願いします。

#### ○寺嶋委員

その前に、遅れて申し訳なかったです。よろしくお願いします。発表させていただきます。

議案第4号10番について報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約3キロメートル、県道川上線の東吉田ロ  
ーソンの横の市道を北へ300メートルぐらい入りまして、造成地を約100メートル入った  
ところですが。この道路は、通行承諾書が添付されており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いた  
しました。

次に、一般基準ですが、本申請地は資材置場ということですが、申請面積は578平方メー  
トルであり、土地利用計画図と照らし合わせ、面積は妥当だと思われれます。資金の確保につき  
ましては、自己資金で行う計画となっております。

次に、周辺農地への支障について、申請は隣接の農地より幾分低めになっているため、土砂、  
雨水の流出はないものと思われれます。なお、周りは柵を設置するようになっており、入り口には  
チェーンをすとのことです。なお、事業計画について、近隣の住民及び隣接所有者に説明  
し、了承を得ているとのことです。また、申請地の反対側は既に宅地化され、既に住民が住ん  
でおります。当然土地改良受益地ではありません。

なお、権利者は木材業、製材業、土地、建築等を行っているのに資材置場を持っていなかつ  
たそうです。この申請地は、会社より5分ぐらいのところ、利便性もあるとの理由から、必

要性について認められ、許可後、速やかに事業を行うと判断しました。

これらのことより、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

以上、終わります。よろしくどうぞ。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当で決定します。

次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田副主幹

それでは、9ページをご覧ください。議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1から番号3は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積561平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,083平方メートル。

番号2、所在、地目、同じく、面積1,877平方メートル。

番号3、所在、地目、同じく、面積242平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,320平方メートル。

目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立てを行うものです。なお、工事の期間は令和3年6月15日から令和3年7月31日までです。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、議案第5号1番から3番及び議案第1号2番から4番について、石井委員に代わり、事務局、調査報告を代読願います。

#### ○齋藤副主幹

それでは、本日、石井委員が急遽所用のため欠席ですので、代わりに代読させていただきます。

議案第1号2番から4番の農地法第3条の規定による許可申請及び議案第5号1番から3番は関連案件ですので、一括して調査報告いたします。

申請地は、市役所より南西に約5.5キロメートルです。小谷流の里に隣接しております。境界は確認済です。現況は耕作放棄地で、高い草木はありません。進入路は確保されてお



す。今回は、あわせて、軽微な農地改良事業適合証明願が同時に提出されており、要件についても全てを満たしております。

権利者の農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で、農作物の生産、販売を行っております。構成員の要件、議決要件についても農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについてですが、権利者が所有及びリースする主な農機具は軽トラック5台、耕運機2台です。労働力は役員5名で、うち3名が年間農業従事日数150日以上であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。また、過去3年間において、農業経営の規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的、かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考事項として、営農計画は牧草を作付けする予定です。通作距離は会社から申請地まで約1キロメートルで、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、また、農地所有適格法人の要件も満たしており、さらには軽微な農地改良事業の基準も満たしておりますので、何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号1番から3番を交付すること及び議案第1号2番から4番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号1番から3番を交付すること及び議案第1号2番から4番を許可することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います

#### ○齋藤副主幹

議案書10ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和3年5月18日付けで、八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字松林、地目、畑、面積、1万6,529平方メートルのうち8,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字嵯峨岡、地目、畑、面積、1,884平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積1万7,819平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号3、所在、八街字前原、地目、畑、面積1,590平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号4、所在、文違字南台、地目、畑、面積694平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,170平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、再設定です。

番号5、所在、文違字南台、地目、畑、面積297平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2,305平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、再設定です。

番号6、所在、木原字釜場台、地目、畑、面積3,332平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、再設定です。

番号7、所在、吉倉字新田、地目、畑、面積1,824平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,652平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

本申請は、平成28年6月1日から令和3年5月31日まで、利用集積により賃貸借を行っておりましたが、終了期限までに期間更新の申請がなされていなかったため、新規として議案に上程されております。

ただ、権利者につきましては、平成30年に軽微な農地改良の届出により、造成された農地を所有及び利用集積により賃貸借権を得ている土地がありますが、水がたまるということで、耕作はされていないところがあります。このことから、全部耕作を認められていないため、本件を認めることはできないとも思われます。しかしながら、所在地については、軽微な農地改良の届出の前より賃貸借していたものであり、更新の申請が期限内に提出されなかったことが原因で新規となっておりますが、本来であれば期間更新であります。

今後及び今回の案件への対応として、既に利用集積にて耕作している農地の期間更新申請は認めますが、未耕作地の作付けの確認が認められない限り、今後、新たな規模拡大申請、並びに農地造成に伴う申請について認められないものと考えております。

続きまして、番号8、所在、吉倉字居下、地目、田、現況畑、山林、現況畑及び畑、面積66平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積3,178平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号9、所在、小谷流字木戸脇、地目、畑、面積618平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積3,246平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年6か月、再設定です。

番号10、所在、小谷流字塚越、地目、畑、面積1,196平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積4,532平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年6か月、再設定です。

番号11、所在、沖字東沖、地目、畑、面積992平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,975平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は10年、新規です。

番号12、所在、沖字東沖、地目、畑、面積1,983平方メートル。利用権の種類は使用

貸借権、期間は10年、新規です。

番号13、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積535平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積6,037平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は6年、新規です。

番号14、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートルほか9筆、計10筆の合計面積1万6,847平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は3年6か月、再設定です。

番号15、所在、山田台字宮ノ原、地目、畑、面積1,682平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,288平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は3年6か月、再設定です。

番号16、所在、八街字外満木山、地目、畑、面積2,323平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,442平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から16までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○山本重文委員

事務局、齋藤副主幹より説明もあったんですが、7番の件ですが、ちょっと勘違いしていたらごめんなさいね。大きな面積を借りて、それで、一部分が、例えば条件が悪くて、機械が入らないとか、水が付いちゃってどうしようもない、作物も取れないというところを、作らないでいると、要するに耕作をしていないということに判断されて、次の申請ができないということですか。

#### ○齋藤副主幹

まず、先程の7番の案件なんですけれども、平成30年に軽微な農地改良によって、田んぼのところを畑として軽微な農地改良を行いまして、その後、本人からの聞き取りの中では、使用はしていたんですけど、やはりまだ水が出て、耕作に適さないので、その部分について耕作ができないという話ですが、基本的に貸し借りのときには、全部耕作が基本となっておりますので、空いている農地があるのに借りるのはどうなのかというところで、聞き取ります。ただ、今回、利用集積で出ているところについては、以前からずっと借りているところですので、まず、普段であれば更新ですが、今回、案件としては新規で出ているので、更新であれば、継続的にずっとやっているのであれば、仕方がないというふうに事務局としては判断しております。また、そこを結局貸し借りができないということになると、権利を有しない貸し借りになってしまうので、引き続きそこについては認めると。

今後、この方がまた農地造成とか、例えばほかの新規のところを借りたいと言っている場合には、まだ全部耕作していないので、次については、許可相当は、難しいのではないかとということですが。

○山本重文委員

例えば今の時代ですから、効率が悪いところとか、そういうところは、じゃあ、返して、もっと効率のいいところを借りるよということも、これは今の段階ではできなくなるということですか。

○齋藤副主幹

農地造成されているところについては、自己所有地で、自己所有地のところを結局農地造成はしたんだけど、耕作されていないというところで、本来もう結局完了して、もう耕作しますよということで、許可を受けて、施工もして、完了も認めているので、そこを耕作に着手していないというところで、農地造成されているところについては問題がありますが、今回、申請で出ているところについては、特に問題なく、そのまま借りてもいいのではないかとということで、継続的にこのところは荒らさずに、農地として引き続き利用する貸し借りで良いということで、事務局は判断しました。

○岩品会長

それは農地造成に限ってということですか。

○齋藤副主幹

本来であれば、今回の場合であれば、一応今のところは農地造成に限ってと、あとは、本来、一番最初の農地の貸し借りについては、全部耕作が基本でして、ただ、先程お話がありましたように、耕作しづらいところというのは確かにあると思うんですけども、そのときはやはりそれ相応に理由を言っていたら、例えば日陰になって作付けができないとか、そういった、ちゃんとした理由を権利者として提示していただければ、うちの方では、また、審議の中ではお話しさせていただきますけど、総会の議案に諮ることになります。その理由を。

○岩品会長

きちんとした理由付けがあれば、返してもまた借りることが可能ということですね。

○齋藤副主幹

そうですね。はい。

○岩品会長

分かりました。よろしいですか。

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

次に、議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認

について、議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について、議案第9号、農地等の最適化の推進に関する指針（案）の変更承認についての3件をまとめて審査します。

事務局、説明願います。

#### ○齋藤副主幹

議案書16ページ、議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認及び議案書17ページ、議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）の承認についてご説明いたします。2件の議案は関連していますので、一括でご説明いたします。

まず、お手元の資料で別紙様式1、2と書かれた別冊の資料をご用意ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、従来から、審議の透明性を図るということから、総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならないとされてきたほか、農業委員会の活動について、広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表していたところでございます。

現在の農業委員会法では、法令により、農業委員会に定められた事務が見直され、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等に、毎年度6月30日までに公表することが法律化されております。

それでは、お手元の別紙様式2をご覧くださいと思います。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、各項目に基づきまして、令和3年3月31日現在で、その実績と状況を記してございます。

まず、1枚目は、農業委員会の状況といたしまして、農地の面積や農家数、農業委員会の体制について記載しております。農業の概要について、一番上の表ですが、私たちが管理している農地台帳面積で、令和3年3月31日現在で、田が151ヘクタール、畑が3,152ヘクタールで、合計3,303ヘクタールとなっております。その下の表、農家戸数は1,181戸、農業者の数が1,885人という統計となっております。これが基本となり、それぞれの数値を反映することとなりますが、時間の都合上、細かい数値は割愛させていただきますので、ご確認いただければと思います。

実績といたしましては、まず、1枚目の農業委員会の状況ということでまとめてございます。

続きまして、2枚目をご覧ください。こちらは担い手への農地の利用集積、集約化といたしまして、利用集積の現状と課題、令和2年度の目標とその実績、そして、活動内容について記載しております。

注意すべき点、2番目の令和2年度の目標及び実績ですが、集積目標は239.7ヘクタールにするということで目標を上げておりました。集積実績につきましては、令和3年3月31日現在で、集積している累計として254.2ヘクタール、令和2年度中の新規実績は48.7ヘクタールとなっております。

達成状況の計算につきましては、②÷①×100ということで、累計に対して目標で割り返

しておりますので、達成状況は106.05パーセントとなります。

続きまして、3枚目をお願いいたします。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進といたしまして、新規就農状況と課題、令和2年度の目標と実績、活動内容について記載いたしました。現状及び課題で、令和2年度の目標及び実績について、令和2年度新規参入者数は3件ございまして、面積は2.4ヘクタールが新たに新規の加入者となっております。

続きまして、4枚目をお願いいたします。こちらは遊休農地に関する措置に関する評価になります。ここでは、市内の農地の現状と遊休農地に対する令和2年度の目標と実績、その達成に向けた活動について記載しております。

5枚目をお願いいたします。こちらは、違反転用への適正な対応といたしまして、違反転用の現状と課題、それに対する令和2年度の目標と実績、解消に向けた活動について記載いたしました。

2の令和2年度の実績について、年度当初から年度末に対して、違反がどのくらいあり、どのくらい減ったのかということで、単年度ベース、これは、0.1ヘクタール減となっております。過去の案件につきましては、今後、これらをどのように解消していくかが課題となっております。

続きまして、6枚目、農地法により、その権限に属された事務に関する点検ということです。こちらは、農地法第3条に基づく許可事務と農地転用に関する事務について記載しております。これらは、申請から許可、または、意見を付して知事への送付までの事務期間を示しております。

次に7枚目、農地所有適格法人からの報告状況について記載しております。管内の農地所有適格法人は28法人であり、そのうち23法人より報告書が提出されております。5法人については、昨年度、八街市において、新たに権利を取得した4法人であり、今年度報告を行うこととなります。また、1法人は、再度督促を行います。

次に、8枚目をお願いいたします。地域の農業者等からの主な要望、意見及び対処内容については特にございませんでした。

次に、事務の実施状況公表等については、従来と同じように、市のホームページで公表している旨を記載しております。また、農地等利用最適化推進施策の改善について意見の提出では、有害鳥獣被害防止のため、電気柵購入に対しての支援措置制度創設について、市及び市議会へ意見書の提出を行いました。これらは令和2年度の実績でございます。

続きまして、別紙様式1をご覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画といたしまして、記載の内容については、先程ご説明した活動実績などを基に、令和3年度の目標について作成しております。

1枚目ですが、農業委員会の状況といたしまして、令和3年4月1日現在のものを記載しております。

次に2枚目、担い手への農地利用集積を集約化といたしまして、集積面積の目標値を、また、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に向けた計画を記載しております。予定数値です

が、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針で、対前年度比5パーセント」としているため、前年度と同様、集積面積の5パーセント程度の伸び率といたしました。

最後に、3枚目をお願いいたします。遊休農地に関する措置、1. 現状及び課題、2. 今年度度の目標及び活動計画をそれぞれ記載しております。

これは、実際に毎年やってくる遊休農地の解消、利用状況調査というものを、またこの夏から皆様にご協力をお願いいたします。これは、毎年、遊休農地の解消を含め実施している利用状況調査を、昨年同様、推進委員の協力の下、お願いすることとなります。調査員数につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員数29人、事務局で担当4人、計33人となっております。調査時期としては、事務局が遊休農地や耕作放棄地等を確認後、現地調査と合わせまして6月から9月ぐらいに行い、調査結果の取りまとめを、10月から11月くらいに取りまとめをし、12月に委員を通して、地権者に意向確認をしていただく予定となっております。

違反転用への適正な対応については、昨年同様、他の関係機関と情報を密にし、違反転用につきましては、即時に対応する体制を引き続き取っていきたくと考えております。

続きまして、議案書18ページ、議案第9号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、ご説明いたします。A4の資料をご確認ください。

指針につきましては、農地等の最適化の推進の公正な実施と、各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会等に関する法律第7条第1項では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないとされております。また、第2項では、指針を定め、変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないこととされていることから、今回、議案として上程し、ご審議いただくものでございます。

それでは、議案書と併せて、配付済みの別冊、八街市農業委員会「農地等の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。指針を朗読しながら補足説明させていただきます。

八街市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)、平成30年2月2日(決定)、令和3年、こちらにつきましては、本総会にて承認後に記載させていただきます。

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、八街市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされていることから、それに合わせて、令和5年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選時期である3年ごとに検証・見直しを行うということでございます。

ここでいう担い手でございますが、担い手とは認定農業者、認定新規農業者をいい、八街市では、令和3年4月現在、認定農業者は208名、認定新規の就農者が16名おります。また、単年度の具体的な活動計画については、先程ご説明いたしました、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)」、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)」のように、毎年6月の農業委員会総会に上程させていただきます。

それでは、下の表に行きます。1番、遊休農地の解消について、(1)遊休農地の解消面積、

現状令和3年3月現在でございます。管内の農地面積は3,303ヘクタール、遊休農地の面積は173ヘクタール、遊休農地の割合は5.2パーセント。令和5年3月の目標は、管内の農地面積については3,283ヘクタール、遊休農地は155ヘクタール、遊休農地の割合は4.9パーセントとするものです。

今回の目標設定の考え方でございますが、現在の農地面積から、過去3年間の農地転用等による実績で、毎年、平均10ヘクタール程度減少することを想定し、3,283ヘクタールとしました。また、遊休農地については、令和2年度の農地利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地のうち、対前年度比5パーセント解消することを目標としております。

2枚目に行きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法につきましては、遊休農地解消の具体的な取組方法でございます。農地パトロール及び農地利用意向調査を実施し、所有者への相談・指導を実施する。②農地利用意向調査結果を踏まえ、担い手や農地中間管理機構への貸付けを推進する。③荒廃農地については、八街市農業振興地域整備計画との整合性に配慮し、現況に応じて「非農地判断」を行い、農地との明確化を行う。

2、担い手への農地集積について、(1)担い手への農地利用集積目標でございます。管内の農地面積につきましては、先程の遊休農地の解消面積と同じ数値を用いております。令和3年3月現在では、農地利用集積面積は254.2ヘクタール、集積率で7.7パーセントでございます。これを令和5年3月の目標としては、農地利用集積面積は280.3ヘクタール、集積率は、8.5パーセントでございます。

今回の目標設定ですが、農地集積面積につきましては、対前年度比5パーセント増加を目標とするところでございます。

(2)担い手への農地利用集積のための具体的な取組でございます。これにつきましては、円滑な権利移動ができるよう、リーフレットを活用し、農地中間管理機構や経営基盤強化促進法による利用権設定等の周知を図る。次といたしましては、農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた集積を推進することでございます。

続きまして、3の新規参入の促進についてでございます。新規参入の促進目標につきましては、平成29年3月設定時、3経営体から、新規就農・農地所有適格法人・農地所有適格法人以外の法人が、合わせて26経営体増えたことにより、令和3年3月現在で、新規参入者29経営体となり、目標ではさらに10経営体を増やし、令和5年3月には39経営体を目標としております。

目標設定の考え方でございますが、過去5年間の平均で、5.8経営体増のため、毎年度、5経営体の新規参入を目標とするということでございます。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法といたしましては、相談等があった場合は、関係機関と連携し、就農支援に取り組むこと。近年では、農地所有適格法人等企業の参入が増えてきたことから、中間管理機構等を活用して、企業の参入の推進も図る。農業委員会のフォローアップ活動としては、農地の遊休化が深刻な地域について利用意向を随時確認し、情報提供を図ることで、新規参入の推進や橋渡しを行っていかうと考えております。



指針の（案）については以上でございます。ご審議願います。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○藤崎委員

今の目標の新規参入についてなんですけど、実際に今、新規参入を八街でしたいというのは、年に何件ぐらいあるんですか。

○齋藤副主幹

おおむねなんですけれども、新規の参入で大体5件ぐらいですかね。

○藤崎委員

それは相談という意味で。

○齋藤副主幹

いや、実際のところですね。

○藤崎委員

相談は。

○齋藤副主幹

相談については、あまりないんですが、実際の相談については2、3件ぐらいが多いです。

書類が上がってきて、結局、先に新規就農の場合ですと、農政課の方に補助金とかの関係でご相談に行き、それから新規就農するということです。うちの方で手続があるので、実際に本当に親元就農以外、本当に真っさらな状態での新規というのは、出てきても2件か3件ぐらいしか、私の方は受けた覚えがありません。

あとは、法人ですね。ここ最近ですと、平成30年から見ていきますと、法人の新規就農、一般法人で改めて農業法人として営農したいという方の相談も含めて、やはり2、3件ぐらいというところですね。そういう人たちは、実際にうちの方で事前にお話をしていますので、手続としては比較的うちの方も分かっているので、進めやすいのかなというところですかね。

○藤崎委員

それって、八街というのは、他市町村の農家を始めたいという人から見ると、魅力的なところだと思うし、やっぱりどんどんそれを、できれば地元の本社を置くようなところを誘致してもらって、当然税金面でも八街の人口の面でも何でも、そういうやっぱりバックアップをして、農地を紹介したりだとかとやっていかないと、減るばかりにもなっちゃうだろうし、どんどんそれはやっていただきたいなと思って。

以上です。

○岩品会長

ほかに何かございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号、8号、9号の3件を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、議案第7号、8号、9号の3件は承認することに決定します。

本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

**○梅澤事務局長**

閉会を宣す。(午後4時40分)

議事録署名人

議 長

3 番

4 番